

滋賀県教育振興基本計画審議会 諮問理由 要旨

滋賀県教育委員会事務局教育総務課

▶ 1. 次期教育振興基本計画に至る経緯

平成21年(2009年) 「滋賀県教育振興基本計画」策定

平成26年(2014年) 「第2期滋賀県教育振興基本計画」策定

平成27年(2015年) 「滋賀の教育大綱」策定

平成31年(2019年) 「滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)」策定

▶ 2. 現計画3年間の成果と課題

【計画の概要】

基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

サブテーマ：人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育

重点施策：「読み解く力」の育成

【成果】

- 学校現場のICT環境の整備、有効活用法の蓄積
- 読み解く力の育成に基づく授業理解度の向上
- 「うみのこ」等の滋賀ならではの学びの継続、生涯学習の展開

【課題】

- ICTを有効に活用した学びの充実
- 読み解く力を基盤とした「夢と生きる力」の育成
- 滋賀ならではの学び、生涯学習の一層の充実

▶ 3. 次期計画で重視すべき観点①

(1) 学習者主体で、未来社会を見据えた人づくり

- 2040年以降を見据えた教育施策の構築
- 自ら未来を切り拓く力の育成
- 「夢と生きる力」の育成の継承
- 学習者を主体に置き、主体的に答えを見出し、時代の変化にたくましく向き合う人づくり

(2) コロナ禍の経験からの「気付き」

- 健康の価値、共に学び交流する価値、体験的な学びの価値、幸せの価値の再認識
- オンラインやICTの活用などによる新たな学び方の可能性

(3) 児童生徒等の多様化に対応し、誰一人取り残さない学び

- 児童生徒等の多様な状況への対応
- 福祉部門等、社会全体の連携を深め、学びから誰一人取り残さない

▶ 3. 次期計画で重視すべき観点②

(4) 高等学校段階の学びの充実

- 課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育の展開

(5) 教職員の資質能力の向上

- 教職員における組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上
- 社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成
- 魅力ある職場環境の構築と、教職員と子どもたちの笑顔があふれる学校現場づくり

(6) 生涯学習の振興と地域、家庭の教育力の充実

- 人生100年を豊かなものとする、生涯にわたる多様な学びの機会の充実
- 学びを支える主体である地域や家庭の教育力の充実

(7) 教育を通じた幸せ(ウェルビーイング)の実現

- 包摂性と持続可能性を十分に担保し、個々の可能性を最大限に引き出す
- 愛を原点としてあらゆる主体が教育に関与
- 教育を通じて、一人ひとりとともに社会全体の幸せ(ウェルビーイング)を実現

▶ 4. 次期計画の基本的な枠組

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、滋賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 対象期間：令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度) 【5年間】
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する「滋賀の教育大綱」と一体的に策定

▶ 5. 次期計画について御審議をお願いする事項①

【基本的な方向性①】

- ✓ これまでの計画との連続性に配慮
- ✓ 国の次期(第4期)教育振興基本計画を参酌
- ✓ 教育の当事者である子どもたちからの意見も取り込む

【基本的な方向性②】

- ✓ 愛をもってみんなで取り組む教育
- ✓ 学習者を主体に置く
- ✓ 個人と社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を志向

▶ 5. 次期計画について御審議をお願いする事項②

【具体的な審議事項】

- ✓ 時代の変化にたくましく向き合い、主体的に答えを見出し、未来を自ら切り拓く「夢と生きる力」の育成
- ✓ 滋賀ならではの学びの充実
- ✓ 教育におけるICTの効果の最大化
- ✓ 生徒一人ひとりの好奇心や探究心を育み、更に深められる高等学校づくり
- ✓ 特別支援教育をはじめ、多様な個人の置かれた状況へ寄り添い、誰一人取り残さない、地域、福祉部門、経済界、家庭など社会総がかりでの取組の充実
- ✓ 子どもたち一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、子どもたちや教職員の笑顔があふれる学校現場の実現
- ✓ 活力ある地域や家庭と、人生100年時代を豊かなものとする生涯学習の振興